

耐震改修に伴う固定資産税(家屋)減額申告書

令和 年 月 日

宮津市長 様

住所
納税義務者
氏名

下記家屋について、固定資産税の減額を受けたいので、宮津市市税条例附則第6条の4第5項の規定により申告します。

家 屋 の 所 在	京都府宮津市字		番地
家 屋 番 号		種 類	
構 造	造	床 面 積	m ²
建 築 年 月 日			
登 記 年 月 日			
耐震改修が完了した年月日			
耐震改修に要した費用			
備 考	(耐震改修が完了した日から3ヵ月を経過した後 に申告書を提出する場合には、3ヵ月以内に提出 できなかった理由を記入してください。)		

(添付書類)

- その工事が耐震基準に適合した工事であることを証明する建築士等の証明書
(地方税法施行規則附則第7条第7項の規定に基づく証明書)
- 当該耐震改修工事に要した費用を証明する書類(工事費の領収書等)
- 住宅耐震改修が適切に行われたことが確認できる写真
- 平面図・立面図(耐震改修工事前後)
- 契約日が確認できる書類(契約書等)

<住宅の改修工事ともなう固定資産税の減額措置について>

地震対策として、昭和 57 年1月1日以前から所在する住宅について、建築基準法に定める耐震基準に適合するよう改修工事(1戸当りの工事費が 50 万円以上のものに限る。)が行われた場合に、その住宅にかかる固定資産税が翌年度から減額されます。

●減額される範囲

減額の対象となるのは、昭和 57 年1月1日以前から所在する住宅用の家屋のうち住居として用いられている部分(居住部分)だけであり、併用住宅における店舗部分、事務所部分などは減額対象となりません。なお、住居として用いられている部分の床面積が 120 m²までのものはその全部が減額対象に、120 m²を超えるものは 120 m²分に相当する部分が減額対象になります。

●減額される内容

減額対象となる部分の固定資産税額が2分の1となります。

●減額される期間

耐震改修工事が完了した年の翌年度分(1年度のみ)

●減額を受けるための要件(次の要件をすべて満たすもの)

- 減額を受ける住宅が昭和 57 年1月1日以前から所在する住宅であること。
- 平成 18 年1月1日から令和4年 3 月 31 日に行われた耐震改修工事で、建築基準法に定める耐震基準に適合する工事であること。
- 一戸あたり工事費が 50 万円を超えるもの(平成 25 年 3 月 31 日までに改修工事に係る契約が締結された場合は 30 万円以上)。